**湖南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」**

令和５年４月10日

湖南市農業委員会

**第１　基本的な考え方**

　農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

　本市においては、平地部と中山間部が混在し、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農形態が異なっているがほとんどが水田となっている。本市の中央である野洲川沿岸ではほ場整備された農地が広がり、農業生産基盤整備の受益地となっているが、農業を生産基盤としている人口が年々減少し、都市化が進展する中で農業従事者の兼業化や若者を中心とした農業離れが進み、農地の減少や荒廃農地が増加する傾向にある。このような中、農業委員会としては、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和４年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第１項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特色を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第７条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、湖南市農業委員会の指針として、各項目に対する目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下の通り定める。

なお、この指針は、改正基盤法第５条第１項に規定する滋賀県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第６条第１項に規定する湖南市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の活動や調査結果により適宜、検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和４年２月25日付け３経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

**第２　目標と推進方法及び評価方法**

**１　遊休農地の発生防止・解消について**

1. **遊休農地の解消目標**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面積（Ａ） | 遊休農地面積（Ｂ） | 遊休農地の割合(B/A) |
| 現　　　　　状(令和５年３月) | 　　　　６６８　ｈａ | 　　　　４．０　ｈａ | 　　　　　０．６　％ |
| ３年後の目標(令和８年3月) | 　　　　６６８　ｈａ | 　　　　３．０　ｈａ | 　　　　　０．４　％ |
| 目　　　　　標(令和13年3月) | 　　　　６６８　ｈａ | 　　　　１．０　ｈａ | 　　　　　０．１　％ |

注１：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

**（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法**

**①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について**

　　・農地法第30条第1項の規定による利用状況調査と農地法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について、担当区域を定め、農業委員と推進委員は、連携を図りながら、協議検討し、調査の徹底を図る。

　　　なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生、早期発見等農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

　　・利用状況調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用調整を行う。

　　・利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

**②農地中間管理機構との連携について**

　　・利用意向調査の結果を受け、農家の意向を農地中間管理機構へ報告し、農地の利用集積・集約化に繋げる。

 **③　非農地判断について**

　　　・利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

**（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法**

　　　遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

**２．担い手への農地利用の集積・集約化について**

（１）**担い手への農地利用集積目標**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面積（Ａ） | 集積面積（Ｂ） | 集積率(B/A) |
| 現　　　　　状(令和５年3月) | 　　　６６８　　ｈａ | 　　３２７．２　ｈａ | ４８．９　％ |
| ３年後の目標(令和８年3月) | 　　　６６８　　ｈａ | 　　４００．８　ｈａ | 　　　　６０．０　％ |
| 目　　　　　標(令和13年3月) | 　　　６６８　　ｈａ | 　　５０１．０　ｈａ | 　　　７５．０　％ |

注１：農業委員会の区域内の農地利用集積目標が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。

**（２）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法**

**①「地域計画」の作成・見直しについて**

　　　農業委員会として、地域（１集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

**②関係機関との連携について**

　　・農業委員会は市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地利用最適化推進委員を中心に、地域で担い手への農地集積・集約化を推進するための調整相談業務等を行い、農地集積・集約化を推進する。

**③農地の利用調整と利用権設定について**

　　・担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の継続を推進する。

　　・中山間地域等の獣害被害の多い地域や農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない地域では、集落営農の組織化・法人化を推進するなど地域に見合う取組を推進する。

**④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い**

　　農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

**（３）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法**

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

**３　新規参入の促進について**

**（１）新規参入の促進目標**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 新規参入経営体数 |
| 現　　　　　状(令和５年3月) | ２　　経営体 |
| ３年後の目標(令和８年3月) | ３　 経営体 |
| 目　　　　　標(令和13年3月) | 　　　５　　経営体 |

注)新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、必要な経営体数を試算する。

**（２）新規参入の促進に向けた具合的な推進方法**

**①関係機関との連携**

・県、地域農業センター、農業協同組合、農業委員会が連携し、就農希望者をサポートし、新規参入者の確保を図る。

**②新規就農フェア等への参加について**

　　　・市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

　　　**③企業参入の推進について**

・担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

**④農業委員会のフォローアップ活動について**

・農業委員及び推進委員は、新規参入者(法人含む)の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに将来の担い手として育てる役割を担う。

**（３）新規参入の促進の評価方法**

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３　「地域計画」の目標を達成するための役割

　湖南市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、湖南市農業委員会は次の役割を担っていく。

　　・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認

　　・農家への声掛け等による意向把握

　　・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング

　　・農地中間管理事業の活用の働きかけ

　　・「地域計画」の定期的な見直しへの協力